

テーマ自由枠による新たな特定技術実証事業の実施方針(案)

(1) テーマ自由枠による新たな特定技術実証事業の考え方

- 予め対象技術分野を定めて実施してきたこれまでの事業スキームは、事業の継続性という面と、実証試験までの手続きに要する期間を比較的短時間に抑えることができるメリットがある。しかし、予め技術対象分野を定めることにより、実証ニーズを拾いきれていないという課題もある。
- そこで、既存の事業スキームを踏まえ、特定の対象技術分野を定めずに広く実証対象技術を募集する「テーマ自由枠」を新たに設け、実証試験要領の要件に合致する技術について実証試験を行う事業スキームを追加することとする。
- 「テーマ自由枠」に申請された技術については、実証運営機関による審査及び実証機関との協議、環境省による承認を踏まえ、実証試験要領の要件に合致するかどうかを判断した上で、既存対象技術分野・休止中の技術分野に該当しない技術については「新たな特定技術実証」を創設し実証機関を公募・選定した上で実証試験を行うものとする。 既存対象技術分野の実証機関で実証可能な技術（既存技術分野と関係性のあ
る技術）については「既存対象技術分野の拡充」、休止中の技術分野で実証可能な技術は「休止中技術分野の実証」として手数料徴収体制にて実証試験を行うものとする。
- 「テーマ自由枠」に申請され「新たな特定技術実証」の対象となった技術は、実証機関の公募・選定、実証方法の検討など、実証試験の開始までに時間を要することから、実証申請者から実証試験に要する日数や季節影響などの要件の提案を受け、短期間で実証可能な技術（実証試験方法の決定後 2 ヶ月程度の期間で実施可能な技術）については単年度の実施、実証に期間を要する技術については、翌年度からの実証とする複数年度の実施を想定するものとする。
- 「新たな特定技術実証」で実証する技術については、技術に応じた「実証試験要領」を作成することが必要になることから、国負担体制での実施とする。
- また、「既存対象技術分野の拡充」「休止中技術分野の実証」で実証する技術については手数料徴収体制での実施となることから、実証申請者及び環境省、実証運営機関、実証機関との協議の上、実証実施の判断を改めて実施するものとする。
- なお、予算額に上限があるため、実証対象件数に制限を設けるものとする。

(2) テーマ自由枠による新たな特定技術実証事業の申請・審査等の進め方

テーマ自由枠による新たな特定技術実証事業の進め方を以下に示す。

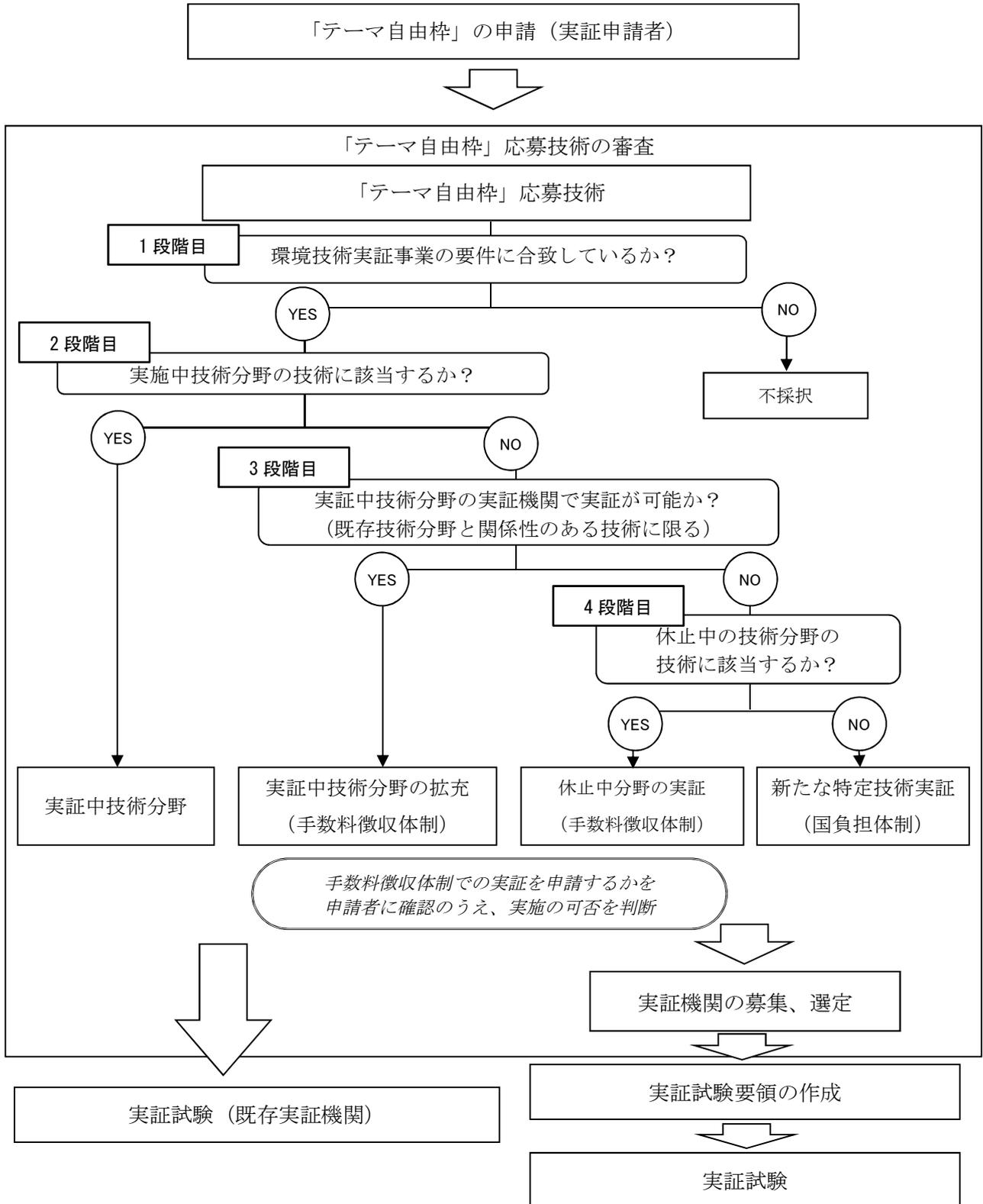


図 「テーマ自由枠」の申請及び審査手順

(3) テーマ自由枠の申請方法

- ・特定の技術分野を定めずに広く実証技術を募集する。
- ・申請は、将来的な ISO 化を想定し、ISO14034 を参考とする。
- ・募集期間は、技術分野の募集と同時期とする。
- ・募集は、実証運営機関が受け付ける。
- ・募集期間は、1 ヶ月半程度（4 月末から 6 月上旬を想定）とする。

実証申請者は、実証機関に申請者が保有する技術・製品の実証を申請することができる。申請時に提出すべき内容は、実証運営機関が実証対象技術の選定に際し、対象技術の妥当性及び実証試験実施の可能性を判断するために最低限必要な情報であり、具体的には、主に以下に示す項目とする。「実証申請書フォーム」に必要事項を記入するとともに、指定された書類を添付して、実証運営機関に対し申請を行うものとする。

- 申請者
 - 企業名・住所・担当者所属・担当者氏名等
- 申請技術
 - 技術の原理・仕様・製品データ
 - 技術の特徴・長所・セールスポイント・先進性
 - 開発状況・納入実績
 - コスト概算
 - 環境影響について
- 自社による試験方法及び結果（性能の自主公表値と根拠）
- 計測器等の設置状況、仕様、精度
- その他（特記すべき事項等）
- 〈書類〉構成機器の仕様、計測器の仕様・精度、設備構成図等、実証対象製品及び計測器の内容が把握可能なもの
- 〈書類〉施工マニュアル

(4) テーマ自由枠に申請された技術の実証対象可否に関する審査方法

○ 「テーマ自由枠」に申請された技術の審査方法の考え方

- ・実証技術分野見直し及びテーマ自由枠運営小委員会の指導の下、実証運営機関が審査し、必要に応じて、当該分野の専門性を有する有識者へのヒアリングの実施や、各実証機関との協議を実施する。
- ・申請された技術は、「環境技術実証事業の要件確認」を実証運営機関が実施し、要件を満たした技術について、「実施中技術分野の該当有無」「実施中技術分野の実証機関での実証可否の確認」及び「休止中技術分野の該当有無の確認」を実証機関等と調整・確認のうえ、実施する。
- ・申請される技術分野は、技術の先進性などについて、当該分野の専門性を有する有識者に対してヒアリング等を実施し、評価を受けるものとする。
- ・なお、予算額に上限があることから、新たな特定技術実証で実施する技術については、実証技術分野見直し及びテーマ自由枠運営小委員会の指導の下、環境省と協議の上、選定するものとする。

○ 「テーマ自由枠」に申請された技術の審査方法

< 1段階目：環境技術実証事業の要件確認 >

- ・環境技術実証事業の要件に合致しているかどうかを審査する。
- ・環境技術実証事業の要件は、実施中技術分野の対象技術の選定の観点と同等とし、実証項目や実証試験方法の提案を求めるものとする。

(1) 形式的要件

- ① 申請内容に不備は無いか
- ② 商業化段階にある技術か
- ③ 同技術について過去に公的資金による類似の実証等が行われていないか

(2) 実証可能性

- ① 予算、実施体制等の観点から実証が可能であるか
- ② 実証項目や実証試験方法が提案されているか
- ③ 実証試験計画が適切に策定可能であるか
- ④ 実証試験にかかる手数料を実証申請者が負担可能であるか(手数料徴収体制の分野に限る)

(3) 環境保全効果等

- ① 技術の原理・仕組みが科学的に説明可能であるか
- ② 副次的な環境問題等が生じないか
- ③ 環境保全効果が見込めるか
- ④ 先進的な技術であるか

- ・要件に合致していると認められた技術は、次の段階に進むこととする。
- ・また、要件に合致していない技術は不採択とし、申請事業者に通知する。

< 2段階目：実施中技術分野の該当有無の確認 >

- ・環境技術実証事業の要件に合致していることを確認した技術は、実施中技術分野の技術に該当するかどうかを審査する。
- ・実施中の技術分野は、以下の8技術とする。
 - ・中小水力発電技術分野
 - ・地球温暖化対策技術分野（照明用エネルギー低減技術）
 - ・自然地域トイレし尿処理技術分野
 - ・有機性排水処理技術分野
 - ・閉鎖性海域における水環境改善技術分野
 - ・湖沼等水質浄化技術分野
 - ・ヒートアイランド対策技術分野（建築物外皮による空調負荷低減等技術）
 - ・ヒートアイランド対策技術分野（地中熱・下水等を利用したヒートポンプ空調システム）
- ・実施中技術分野に該当していないと認められた技術は、次の段階に進むこととする。
- ・また、実施中技術分野に該当することを確認した技術は、実施中技術分野の実証機関が受け付けている技術と同様に取り扱うこととし、手数料徴収体制による実施とする。
- ・なお、手数料徴収体制での実施とすることから、実証申請者及び環境省、実証運営機関、実証機関との協議の上、実証実施の判断を改めて実施するものとする。

< 3段階目：実施中技術分野の実証機関での実証可否の確認 >

- ・実施中技術分野に該当しないことを確認した技術は、実施中技術分野と関係性のある技術かどうかを審査した上で、関係性がある技術と認められた場合は、実証機関で実証可能かどうかを審査する。
- ・実施中技術分野と関係性が認められない技術及び実施中技術分野の実証機関で実証ができないと認められた技術は、次の段階に進むこととする。
- ・また、実施中技術分野の実証機関で実証可能であることを確認した技術は、「実施中技術分野の拡充」として取り扱うこととし、手数料徴収体制により実施とする。

- ・なお、手数料徴収体制での実施とすることから、実証申請者及び環境省、実証運営機関、実証機関との協議の上、実証実施の判断を改めて実施するものとする。

< 4段階目：休止中技術分野の該当有無の確認 >

- ・実施中技術分野と関係性が認められない技術及び実施中技術分野の実証機関で実証ができないと認められた技術は、休止中技術分野に該当するかを審査する。
- ・休止中の技術分野は、以下の6技術とする。
 - ・非金属元素排水処理技術分野（ほう等非排水処理技術）
 - ・VOC処理技術分野（中小事業所向けVOC処理技術）
 - ・VOC等簡易測定技術分野
 - ・ヒートアイランド対策技術分野（IT機器等グリーン化技術）
 - ・ヒートアイランド対策技術分野（空冷室外機から発生する顕熱抑制技術）
 - ・化学物質に関する簡易モニタリング技術分野
- ・休止中技術分野に該当しないことを確認した技術は、「新たな特定技術実証」として取り扱うこととし、国負担体制により実施する。
- ・また、休止中技術分野に該当することを確認した技術は、「休止中分野の技術実証」として取り扱うこととし、手数料徴収体制により実施とする。
- ・なお、手数料徴収体制での実施とすることから、実証申請者及び環境省、実証運営機関、実証機関との協議の上、実証実施の判断を改めて実施するものとする。

○ 「テーマ自由枠」に申請された技術の審査項目

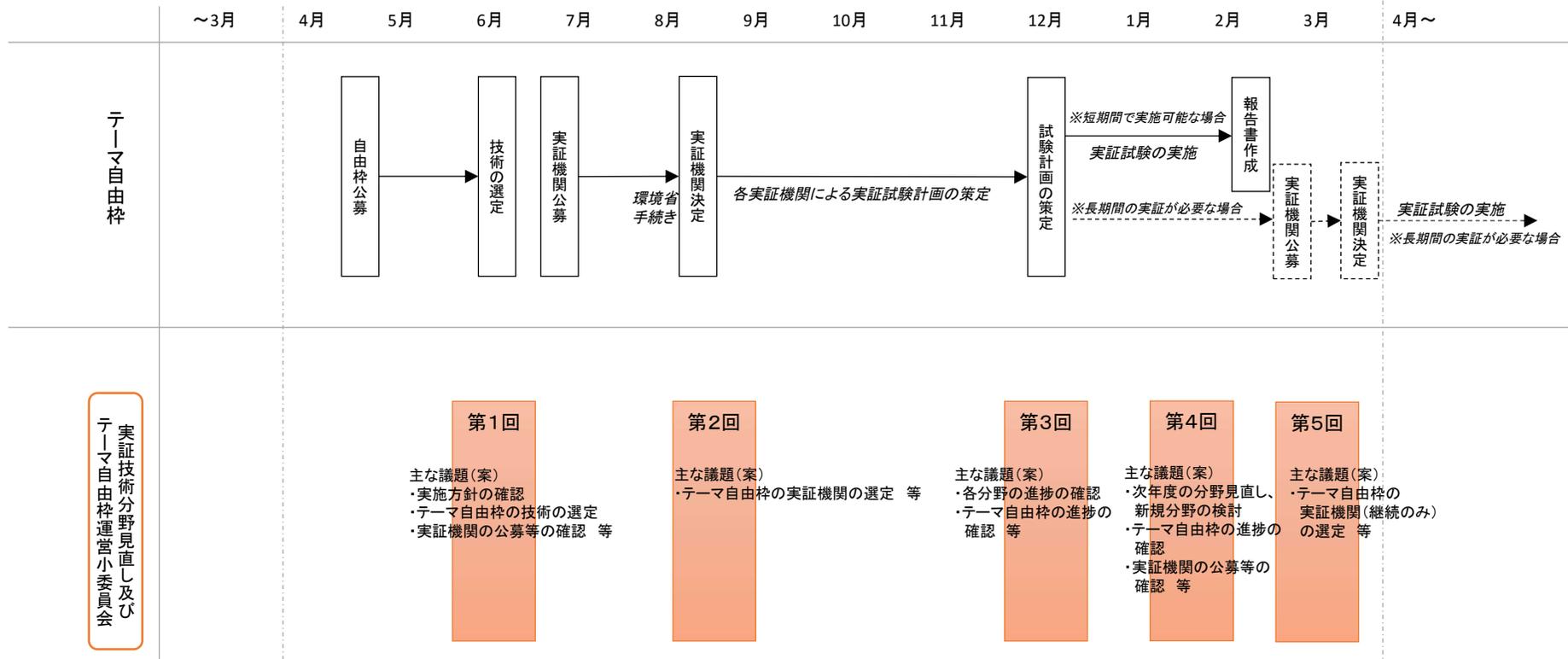
- ・申請された技術について、以下の項目を実証運営機関が確認を行うこととする。

項目	確認結果
1. 環境技術実証の要件を満たしているか？ ＜確認事項＞ 申請が、環境技術実証の要件を満たしているかを確認	○ / ×
2. 実施中技術分野の該当有無 ＜確認事項＞ 実証中技術分野の実証試験要領で実施可能かどうかを確認	○ / ×
3. 実施中技術分野の実証機関での実証可否 ＜確認事項＞ 実施中技術分野の実証試験要領の改定等で実施可能かどうかを確認	○ / ×
4. 休止中技術分野の該当有無 ＜確認事項＞ 休止中技術分野の実証試験要領及び改定等で実施可能かどうかを確認	○ / ×

- ・環境技術実証の要件を満たし、実施中及び休止中技術分野等に該当せず新たな実証試験要領の作成が必要と判断された技術について、申請書の記載事項の確認や当該分野の専門性を有する有識者へのヒアリング等を実施し、技術の先進性などの評価を行い、平成 28 年度に環境省予算内で実証試験を実施する技術を選定する。
- ・平成 28 年度に環境省予算内で実証試験を実施する技術の選定の際には、以下の申請書記載内容や、当該分野の専門性を有する有識者のコメント等を参考とし、総合的に判断する。
 - ・技術の特徴・長所・セールスポイント・先進性
 - ・開発状況・納入実績
 - ・コスト概算
 - ・環境影響について
 - ・自社による試験方法及び結果（性能の自主公表値と根拠）

- 「新たな特定技術実証」に採択された技術の実証機関の募集と実証試験の実施
- ＜実証機関の募集＞
- ・「新たな特定技術実証」として取り扱うこととした技術及び休止中技術分野に該当することを確認した技術については、実証機関を募集する。
 - ・募集方法は、実施中技術分野の実証機関の募集と同様とする。
- ＜実証試験の実施＞
- ・選定された実証機関が技術に応じた実証試験計画を策定し、実証する。
 - ・新たな特定技術実証」の対象となった技術は、実証機関の公募・選定、実証方法の検討など、実証試験の開始までに時間を要することから、実証申請者から実証試験に要する日数や季節影響などの要件の提案を受け、短期間で実証可能な技術（実証試験方法の決定後2ヶ月程度の期間で実施可能な技術）については単年度の実施、実証に期間を要する技術については、翌年度からの実証とする複数年度の実施を想定するものとする。

(5) スケジュール



参考 1) 環境技術実証事業 テーマ自由枠 公募要領 (案)

平成 28 年度環境技術実証事業 テーマ自由枠における実証試験対象技術の募集について

1. 背景・経緯

環境技術実証事業は、既に適用可能な段階にありながら、環境保全効果等についての客観的な評価が行われていないために普及が進んでいない先進的環境技術について、その環境保全効果を第三者が客観的に実証することにより、環境技術を実証する手法・体制の確立を図るとともに、環境技術の普及促進と、環境保全と環境産業の発展を目的とするものです。

テーマ自由枠は、これまで環境技術実証事業で実施してきた以下に示す既存の対象技術分野に限らず、広く実証対象技術を募集します。

<実施中の技術分野>

- ・ 中小水力発電技術分野
- ・ 地球温暖化対策技術分野 (照明用エネルギー低減技術)
- ・ 自然地域トイレし尿処理技術分野
- ・ 有機性排水処理技術分野
- ・ 閉鎖性海域における水環境改善技術分野
- ・ 湖沼等水質浄化技術分野
- ・ ヒートアイランド対策技術分野 (建築物外皮による空調負荷低減等技術)
- ・ ヒートアイランド対策技術分野 (地中熱・下水等を利用したヒートポンプ空調システム)

<休止中の技術分野>

- ・ 非金属元素排水処理技術分野 (ほう等非排水処理技術)
- ・ VOC 処理技術分野 (中小事業所向け VOC 処理技術)
- ・ VOC 等簡易測定技術分野
- ・ ヒートアイランド対策技術分野 (IT 機器等グリーン化技術)
- ・ ヒートアイランド対策技術分野 (空冷室外機から発生する顕熱抑制技術)
- ・ 化学物質に関する簡易モニタリング技術分野

2. 実証対象技術の募集

平成 28 年度環境技術実証事業のうちテーマ自由枠において、実証対象技術の募集を行います。

(1) 募集する実証対象技術

テーマ自由枠で取り扱う技術は、特定の対象技術分野を定めずに、広く実証対象技術を募集します。

(2) 実証試験手数料

当分野における実証は、国負担体制で実施いたします。対象技術の環境保全効果の測定等、試験にかかわる費用は環境省の負担となります。ただし、実証対象製品の運搬、施工、撤去等については、実証申請者に費用を負担していただきます。

なお、審査の段階において、前述の既存の対象技術分野に属するまたは関係性のある技術、または、休止中の技術分野に属するまたは関係性のある技術と認定された場合は、手数料を徴収する体制（以下、「手数料徴収体制」という）にて実証を行うこととを前提に、実証申請者と協議をすることとします。

(3) 実証試験実施場所

実機が運転している現地（日本国内）とします。

3. 応募の受付期間

平成 28 年●月●日（●）～●月●日（●）17：00 まで（必着）

4. 応募の受付方法

実証運営機関である●●のホームページより応募用の申請書を入手していただき、必要事項を記入の上、申請方法に従い、郵送により「5. お問い合わせ先・応募先」まで提出してください。

<申請時に必要な書類等>

- ①実証申請書及び添付資料 各 1 部（正本 1 部、写し 1 部）
- ②電子ファイル（実証申請書及び添付資料）を CD-R などにコピーしたもの 1 部

■実証申請書

実証申請書の記載項目は、以下のとおりとします。実証申請書様式（ワード形式）は、●●のホームページよりダウンロードしてください。

- 申請者
 - 企業名・住所・担当者所属・担当者氏名等
- 申請技術
 - 技術の原理・仕様・製品データ
 - 技術の特徴・長所・セールスポイント・先進性
 - 開発状況・納入実績
 - コスト概算
 - 環境影響について
- 自社による試験方法及び結果（性能の自主公表値と根拠）
- 計測器等の設置状況、仕様、精度
- その他（特記すべき事項、実証機関が要求する事項等）

■添付資料（様式自由）

実証対象製品について、以下の項目について、必要に応じて追加してください。

- 構成機器の仕様、計測器の仕様・精度、設備構成図等、実証対象製品及び計測器の内容が把握可能なもの
- 施工マニュアル など

5. お問い合わせ先・応募先

平成 28 年度環境技術実証事業 実証運営機関

●● 担当：●●

電子メール：●●

住所：●●

電話：●●

FAX：●●

6. 留意事項

既存対象技術分野・休止中の技術分野に該当しない技術については「新たな特定技術実証」を創設し実証機関を公募・選定した上で実証試験を行います。既存対象技術分野の実証機関で実証可能な技術（既存技術分野と関係性のある技術）については「既存対象技術分野の拡充」、休止中の技術分野で実証可能な技術は「休止中技術分野の実証」として手数料徴収体制にて実証試験を行うものとする事から、実証申請者及び環境省、実証運営機関、実証機関との協議の上、実証実施の判断を改めて実施するものとします。

また、基本的には実証申請者が一度に申請できる申請件数には制限を設けません。

なお、予算額に上限があるため、実証可能件数に制限があることをあらかじめご理解ください。

7. その他

本事業の「環境技術実証事業実施要領」は、環境省環境技術実証事業ウェブサイトから確認できます。

参考資料 1) テーマ自由枠の審査方法について

1. 申請技術の要件審査

実証運営機関は、申請された内容に基づいて以下の各観点に照らし、実証運営委員会及び実証技術分野見直し及びテーマ自由枠運営小委員会等の意見を踏まえ、本事業に対する理解等も含め総合的に判断した上で対象とする技術を審査し、選定した技術について環境省の承認を得る。

(1) 形式的要件

- 申請内容に不備は無いか
- 商業化段階にある技術か
- 同技術について過去に公的資金による類似の実証等が行われていないか申請内容に不備はないか。

(2) 実証可能性

- 予算、実施体制等の観点から実証が可能であるか
- 実証項目や実証試験方法が提案されているか
- 実証試験計画が適切に策定可能であるか
- 実証試験にかかる手数料を実証申請者が負担可能であるか（手数料徴収体制の分野に限る）予算、実施体制等の観点から実証が可能であるか。

(3) 環境保全効果等

- 技術の原理・仕組みが科学的に説明可能であるか
- 副次的な環境問題等が生じないか
- 環境保全効果が見込めるか
- 先進的な技術であるかの原理・仕組みが科学的に説明可能であるか。

2. 申請技術の審査

実証運営機関は、要件審査を満たした技術について、以下の観点に照らし、実証機関及び環境省と協議の上、実証運営委員会及び実証技術分野見直し及びテーマ自由枠運営小委員会等の意見を踏まえ、実証中技術分野での実施、実証中技術分野の拡充による実施、休止中分野での実施及び新たな特定技術実証での実施に分類し、分類した技術について環境省の承認を得る。

(1) 実施中技術分野の該当有無の確認

- 実施中技術分野の技術に該当するかどうか

(2) 実施中技術分野の実証機関での実証可否の確認

- 実施中技術分野と関係性のある技術かどうか
- 関係性がある技術と認められた場合は、実証機関で実証可能かどうか

(3) 休止中技術分野の該当有無の確認

- 休止中技術分野に該当するか

3. 留意点

既存対象技術分野・休止中の技術分野に該当しない技術については「新たな特定技術実証」を創設し実証機関を公募・選定した上で実証試験を行うものとする。既存対象技術分野の実証機関で実証可能な技術（既存技術分野と関係性のある技術）については「既存対象技術分野の拡充」、休止中の技術分野で実証可能な技術は「休止中技術分野の実証」として手数料徴収体制にて実証試験を行うものとする。ことから、実証申請者及び環境省、実証運営機関、実証機関との協議の上、実証実施の判断を改めて実施するものとする。

基本的には実証申請者が一度に申請できる申請件数には制限を設けないが、実証機関の想定する実証可能件数を超過して申請があった場合には、実証機関は、実証申請者との協議により件数を調整することとする。

4. 実証機関の募集

「新たな特定技術実証」として取り扱うこととした技術及び休止中技術分野に該当することを確認した技術については、実証機関を募集する。

「新たな特定技術実証」の対象となった技術は、実証機関の公募・選定、実証方法の検討など、実証試験の開始までに時間を要することから、実証申請者から実証試験に要する日数や季節影響などの要件の提案を受け、短期間で実証可能な技術（実証試験方法の決定後2ヶ月程度の期間で実施可能な技術）については単年度の実施、実証に期間を要する技術については、翌年度からの実証とする複数年度の実施を想定するものとする。

5. 選定された技術に関する情報の公開等

実証機関及び環境省は、選定された全ての対象技術の概要（実証申請者名、技術開発企業名、実証対象製品名及び実証対象製品の型番）を実証対象技術として公開する。また、実証機関は、対象技術の選定結果を当該技術の申請者に通知する。なお、選定の結果、当該技術を実証の対象をしないこととした場合には、当該申請者への通知に際しその理由を明示するものとする。

開発状況・納入実績

コスト概算

環境保全効果について

環境影響について

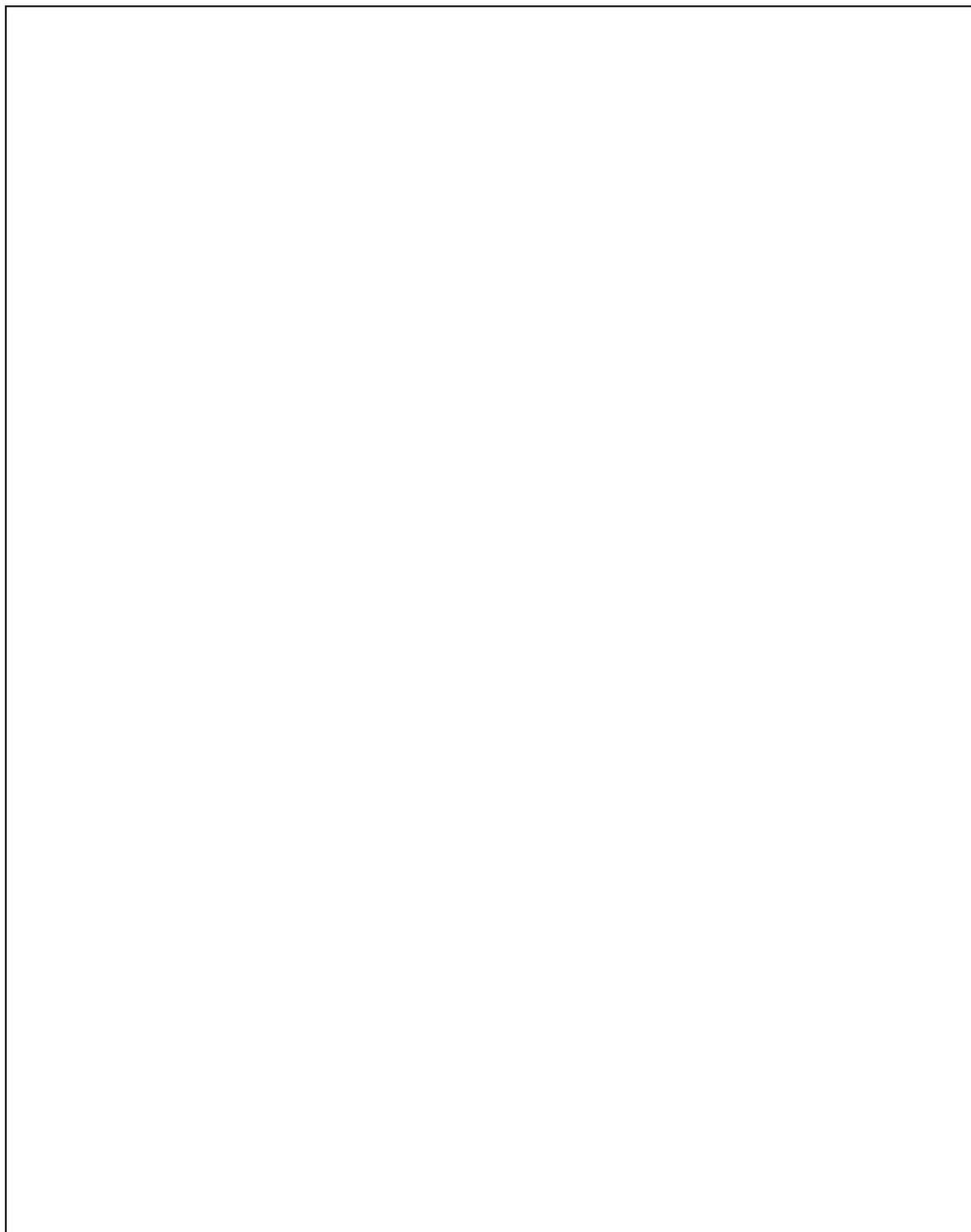
2. 自社による試験方法及び結果

自社による試験方法とその結果を記入してください。
あわせて、試験結果報告書などを添付してください。

3. 計測器等の設置状況

自社による試験に用いた既設の計測器等について、設置場所、種類、精度などが分かる図、表などを添付してください。

4. その他（特記すべき事項等）



5. 本申請書に添付する書類

- 構成機器の仕様、設備構成図等、実証対象製品の内容がわかるもの
- 施工マニュアル

参考2) 環境技術実証事業の全体スケジュール及び役割分担イメージ (案)

- 技術分野の実証機関について
- 技術分野の実証機関の選定
 - ・ 従来どおり、実証運営機関が募集し、選定する。
- 実証の申請について
- 実施中技術分野の実証申請者の申請
 - ・ 従来どおり、各実証機関が受け付ける。
 - ・ 実証の申請は、従来どおりとする。

実証申請者は、実証機関に申請者が保有する技術・製品の実証を申請することができる。申請時に提出すべき内容は、実証機関が実証対象技術の選定に際し、対象技術の妥当性及び実証試験実施の可能性を判断するために最低限必要な情報であり、具体的には、主に以下に示す項目とする。「実証申請書フォーム」に必要事項を記入するとともに、指定された書類を添付して、実証機関に対し申請を行うものとする。

なお、実証試験要領が改定され、その試験条件等が変更された場合は、過去に実証試験を受けた技術・製品について、再度実証申請を行うことも可能である。

- 企業名・住所・担当者所属・担当者氏名等
- 技術の原理・製品データ
- 技術の特徴・長所・セールスポイント
- 計測器等の設置状況、仕様、精度
- 自社による試験結果（性能の自主公表値）
- 技術仕様
- コスト概算
- 開発状況・納入実績
- 技術の先進性について
- 水質及び周辺環境への影響について
- その他（特記すべき事項、実証機関が要求する事項等）
- 〈書類〉構成機器の仕様、計測器の仕様・精度、設備構成図等、実証対象製品及び計測器の内容が把握可能なもの
- 〈書類〉施工マニュアル

○ 「テーマ自由枠」の申請

- ・ 特定の技術分野を定めずに広く実証技術を募集する。
- ・ 申請は、ISO14034 に準拠する。
- ・ 募集期間は、技術分野の募集と同時期とする。
- ・ 募集は、実証運営機関が受け付ける。
- ・ 募集期間は、1 ヶ月半程度（4 月末から 6 月上旬を想定）とする。

実証申請者は、実証機関に申請者が保有する技術・製品の実証を申請することができる。申請時に提出すべき内容は、実証運営機関が実証対象技術の選定に際し、対象技術の妥当性及び実証試験実施の可能性を判断するために最低限必要な情報であり、具体的には、主に以下に示す項目とする。「実証申請書フォーム」に必要事項を記入するとともに、指定された書類を添付して、実証運営機関に対し申請を行うものとする。

- 申請者
 - 企業名・住所・担当者所属・担当者氏名等
- 技術
 - 技術の原理・仕様・製品データ
 - 技術の特徴・長所・セールスポイント・先進性
 - 開発状況・納入実績
 - コスト概算
 - 環境影響について
- 自社による試験方法及び結果（性能の自主公表値と根拠）
- 計測器等の設置状況、仕様、精度
- その他（特記すべき事項、実証機関が要求する事項等）
- 〈書類〉構成機器の仕様、計測器の仕様・精度、設備構成図等、実証対象製品及び計測器の内容が把握可能なもの
- 〈書類〉施工マニュアル

□ 申請技術の審査方法について

○ 実施中技術分野に申請された技術の審査

- ・ 従来どおり、各実証機関が審査する。
- ・ 対象技術の選定の観点は、従来どおりとする。

（1）形式的要件

- ① 申請技術が、対象技術分野に該当するか

- ② 申請内容に不備は無いか
- ③ 商業化段階にある技術か
- ④ 同技術について過去に公的資金による類似の実証等が行われていないか（国負担体制の分野に限る）

(2) 実証可能性

- ① 予算、実施体制等の観点から実証が可能であるか
- ② 実証試験計画が適切に策定可能であるか
- ③ 実証試験にかかる手数料を実証申請者が負担可能であるか（手数料徴収体制の分野に限る）

(3) 環境保全効果等

- ① 技術の原理・仕組みが科学的に説明可能であるか
- ② 副次的な環境問題等が生じないか
- ③ 環境保全効果が見込めるか
- ④ 先進的な技術であるか

○ 「テーマ自由枠」に申請された技術の審査

- ・分野見直し小委員会の指導の下、実証運営機関が審査し、必要に応じて、各実証機関と協議する。

< 1段階目：環境技術実証事業の要件確認 >

- ・環境技術実証事業の要件に合致しているかどうかを審査し、要件に合致していない技術は不採択とし、申請事業者へ通知する。
- ・環境技術実証事業の要件は、実施中技術分野の対象技術の選定の観点と同等とし、実証項目や実証試験方法の提案を求めるものとする。

(1) 形式的要件

- ① 申請内容に不備は無いか
- ② 商業化段階にある技術か
- ③ 同技術について過去に公的資金による類似の実証等が行われていないか

(2) 実証可能性

- ① 予算、実施体制等の観点から実証が可能であるか
- ② 実証項目や実証試験方法が提案されているか
- ③ 実証試験計画が適切に策定可能であるか
- ④ 実証試験にかかる手数料を実証申請者が負担可能であるか（手数料徴収体制の分野に限る）

(3) 環境保全効果等

- ① 技術の原理・仕組みが科学的に説明可能であるか
- ② 副次的な環境問題等が生じないか
- ③ 環境保全効果が見込めるか

④ 先進的な技術であるか

< 2段階目：実施中技術分野の該当有無の確認 >

- ・環境技術実証事業の要件に合致していることを確認した技術は、実施中技術分野の技術に該当するかどうかを審査する。
 - ・該当することを確認した技術は、実施中技術分野の実証機関が受け付けている技術と同様に取り扱うこととする。

< 3段階目：実施中技術分野の実証機関での実証可否の確認 >

- ・実施中技術分野に該当しないことを確認した技術は、実施中技術分野の実証機関で実証可能かどうかを審査する。
 - ・実施中技術分野の実証機関で実証可能であることを確認した技術は、「実施中技術分野の拡充」として取り扱うこととする。
 - ・「実施中技術分野の拡充」に該当する技術は、手数料徴収体制により実施する。
 - ・なお、実証の実施の可否については、環境省及び実証運営機関、実証機関が協議の上、決定する

< 4段階目：休止中技術分野の該当有無の確認 >

- ・実施中技術分野の実証機関で実証ができないことを確認した技術は、休止中技術分野に該当するかを確認する。
 - ・休止中技術分野に該当することを確認した技術は、「休止中分野の技術実証」として取り扱うこととする。
 - ・「休止中分野の技術実証」に該当する技術は、手数料徴収体制により実施する。
- ・休止中技術分野に該当しないことを確認した技術は、「新たな特定技術実証」として取り扱うこととし、国負担体制により実施する。

□ 技術の実証について

○ 実施中技術分野の実証試験

- ・従来どおり、各実証機関が技術ごとに実証試験計画を策定し、実証する。

○ 「実施中技術分野の拡充」の実証試験

- ・実証機関が技術ごとに既存の実証試験計画の見直しを行い、実証する。
- ・なお、「実施中技術分野の拡充」に該当する実証試験は、手数料徴収体制での実施となることから、実証申請者及び環境省、実証運営機関、実証機関との協議の

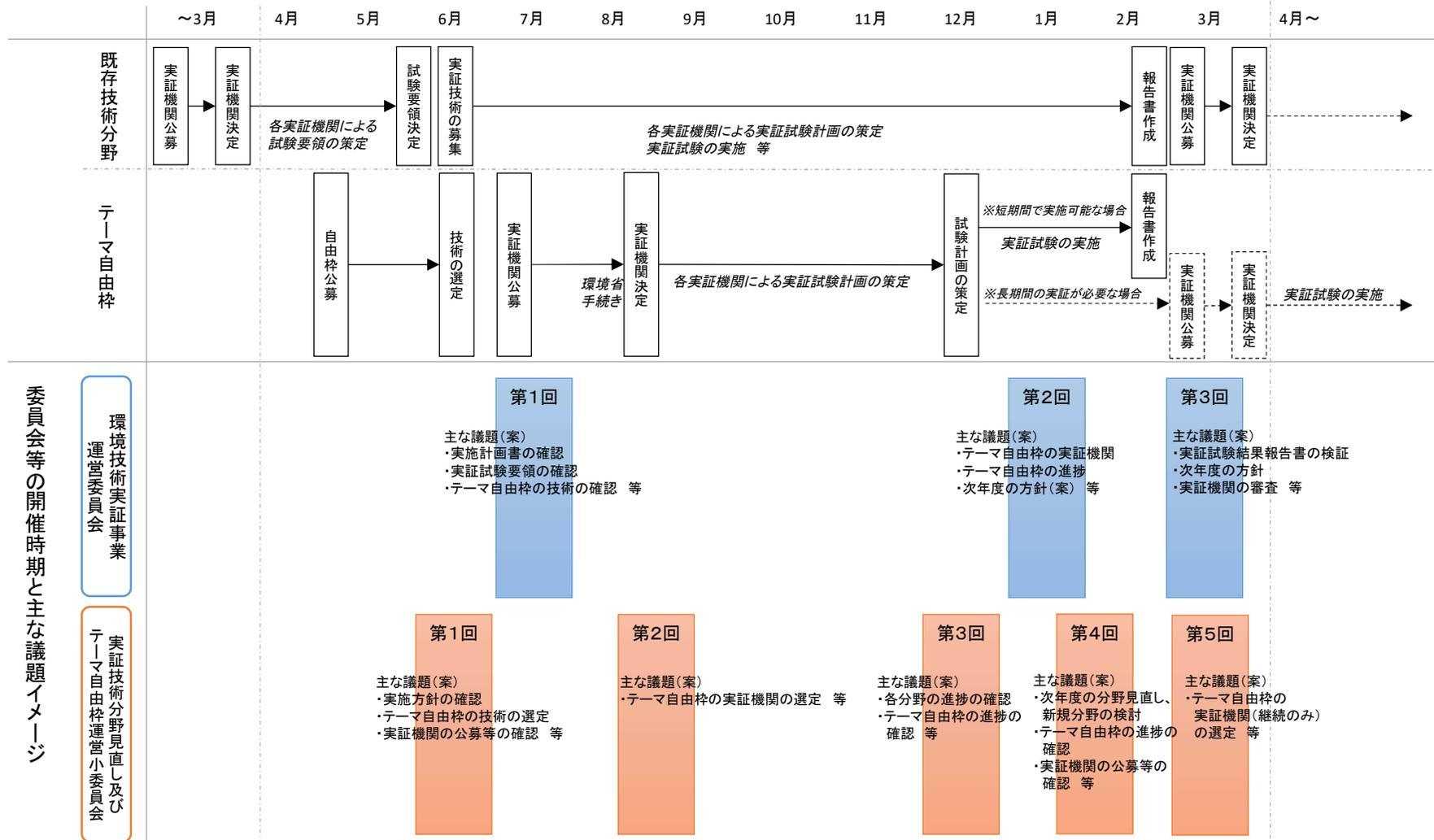
上、実証実施の判断を改めて実施する。

- 「休止中分野の技術実証」の実証試験
 - ・「休止中分野の技術実証」に伴う実証機関の選定方法は、従来どおりの実施要領に基づき、実証運営機関が実施し、環境省が契約を行う。
 - ・選定された実証機関が技術に応じた実証試験計画を策定し、実証する。
 - ・なお、「実施中技術分野の拡充」に該当する実証試験は、手数料徴収体制での実施となることから、実証申請者及び環境省、実証運営機関、実証機関との協議の上、実証実施の判断を改めて実施する。

- 「新たな特定技術実証」の実証試験
 - ・「新たな特定技術実証」に伴う実証機関の選定方法は、従来どおりの実施要領に基づき、実証運営機関が実施し、環境省が契約を行う。
 - ・選定された実証機関が技術に応じた実証試験計画を策定し、実証する。

<運用スケジュール（案）>

申請スキームと具体的な手続きを踏まえた運用スケジュール（案）を以下に示す。



- 分野見直し小委員会、実証運営機関及び実証機関から分野拡充や見直しの取り扱いについて
- 「テーマ自由枠」の申請スキームに基づき創設される「新たな特定技術実証」は、従来、実施している「各技術分野における分野拡充の検討」と「分野見直し小委員会における技術分野の見直し」と同時並行で検討されることとなるため、「テーマ自由枠」応募の実施主体である実証運営機関と分野拡充や見直しを提案する実証機関の間で継続的なコミュニケーション（例：実証運営機関が各技術分野の技術実証検討会に可能な限り出席、実証運営機関⇄実証機関間の通知の取り交わし）を行うことにより、対応する。
- 分野見直し小委員会及び実証運営機関の責務について
- 実証運営機関及び分野見直し小委員会が責を負うのは、「テーマ自由枠」の募集、「新たな特定技術実証」の創設の提案とその実証機関の募集とする。
- なお、分野見直し小委員会は、上記の責務を負うことから、「実証技術分野見直し及びテーマ自由枠運営小委員会」と改組する。